

## 国立市立保育園民営化ガイドライン（骨子案）

### 1. ガイドラインの理念

公立保育園の民営化にあたっては、子どもの最善の利益を優先する。

### 2. ガイドラインの目的

- ① ガイドラインは、公立保育園の民営化にあたり、移管の基本的な基準を定め、市民・保護者・事業者等に広く示すことにより、民営化に対する子どもと保護者の不安を解消しながら円滑な移管を行うとともに、公立保育園で積み重ねてきた保育の質を維持・向上することができる優良事業者の参入を促し、安定的、継続的な保育園運営を達成することを目的とする。
- ② ガイドラインは、市で最初となる公立保育園の民営化に対して適用する。

### 3. 民営化の進め方

- ① 民営化にあたっては、保護者の理解と協力が不可欠であることから、保護者への情報提供と説明を十分に行うとともに、保護者の意見・要望を伺いながら実施する。
- ② 保育環境が変わることによる園児の影響を最小限に抑えるとともに、民営化に対する保護者の不安を解消しながら民営化に取り組む。

### 4. 対象園の選定と実施時期

- ① 市が民営化保育園を決定した際には、民営化対象保育園の保護者や新たに保育園に入園を希望する保護者に配慮し、速やかに市ホームページ等により公表する。
- ② 民営化対象保育園の保護者や新たに保育園に入園を希望する保護者に対し説明会を実施する。

### 5. 民営化の手法

#### (1) 方式

- ① 民営化の方式は、「民設民営」とする。

#### (2) 運営主体

- ① 設置・運営主体は、保育園の運営実績のある社会福祉法人とする。

### (3) 事業者の募集方法

- ① 事業者の募集は、優良な事業者を確保するため、社会福祉法人を対象とした「公募」により実施する。
- ② 募集期間は、応募事業者が余裕をもって応募できるよう2か月以上の期間を設定する。
- ③ 募集の際には、ガイドラインに沿った募集要項を作成し公開する。

### (4) 事業者の選定方法

- ① 移管する事業者は、「事業者選定委員会」を設置して、当該委員会において選定する。
- ② 「事業者選定委員会」の委員構成のうち、保護者については、オブザーバー委員として参加するほか、保護者会が推薦する学識経験者を参画させることができる。また、「事業者選定委員会」において保護者からの意見を伺う機会を設ける。
- ③ 選定方法は「プロポーザル方式」により実施する。

### (5) 事業者の選定基準

- ① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ② 市が指定する条件に基づき、保育サービスを提供すること。
- ③ 保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ④ 保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲ある職員が確保されること。
- ⑤ 公立保育園と同水準の職員配置ができること。
- ⑥ 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。
- ⑦ 特殊な教育方針、反社会的な信条を持たないこと。
- ⑧ 民営化する保育園であることを十分に認識し、子どもの民営化に係る負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応ができること。
- ⑨ 保育園に入所している保護者のみならず、入所していない子育て家庭を含めた地域の保護者支援に積極的であること。
- ⑩ 地域に対する貢献や実績があること。
- ⑪ 事業者が現に保育を行っている保育所において、職員の人材育成が積極的に行われており、園運営に職員の参加がなされていること。
- ⑫ 三者協議会に誠実に参加し、保護者・市と協力しながら、よりよい保育を目指す姿勢があること。
- ⑬ 健康、安全面に対する管理体制が十分にとれていること。

### (7) 募集条件

#### <運営全般>

- ① 選定された法人が自ら保育園を運営すること。
- ② 移管された土地や建物、備品等は当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。

- ③ 移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域性を生かした運営に努めること。
- ④ 「保育所保育指針」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。
- ⑤ 保育所の整備、運営にあたっては、関係法令及び、都・市の指導を遵守すること。

#### <基本的条件>

- ① 受入月齢及び定員構成を継承すること。
- ② 現状と同体制のしょうがい児保育（特別支援保育）を実施すること。
- ③ 開所時間、保育時間（延長保育時間を含む。）及び開所日を継承すること。ただし、特別保育事業等の実施に際し、開所時間等を延長する際はこの限りではない。
- ④ 保護者の費用負担に配慮し、市があらかじめ認めた費用（延長保育等の特別保育事業に係る利用料金）以外の負担を求めないこと。
- ⑤ 対象施設の年間行事を原則として継承すること。
- ⑥ これまでの園庭開放、育児相談等の子育て支援・子育て交流事業をはじめ、新たな子育て支援事業に取り組むこと。
- ⑦ 苦情対応への体制（苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。
- ⑧ 自園調理方式により食育を推進し、アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うこと。
- ⑨ 保護者会など保護者の活動を尊重すること。

#### <職員配置等の条件>

- ① 常勤職員は、入所児童数に応じて市の職員配置基準に基づいて配置すること。
- ② 施設長及び主任保育士は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有していること。
- ③ 市の保育士配置基準により算出された必要保育士は、保育士の資格を有し、そのうち3分の1の保育士は、児童福祉事業に6年以上従事した者であること。
- ④ 対象施設に勤務している非常勤職員等が、対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。

#### (8) 事業者の決定と公表

- ① 「事業者選定委員会」における選定結果を受け、市長が事業者を決定する。
- ② 決定事業者は、市ホームページ等により広く市民に公表する。

#### (9) 移管のスケジュール

- ① 対象園の決定・公表から社会福祉法人による保育サービスの開始までの移管のプロセスと期間の目安を答申に沿って示す。※答申17ページ参照

## 6. 引継ぎ

### (1) 保育内容の継承

- ① 現在の保育園の一定の保育内容を継承する。
- ② 三者協議会等において、保護者と十分に意見交換し、行事等に反映する。

### (2) 三者協議の実施

- ① 保護者・事業者・市の三者による協議会を設置する。
- ② 三者協議会の構成メンバーは、保護者、市（担当課、当該園の園長等の保育士）、事業者（理事長、保育士）を基本とする。
- ③ 三者協議会の開催は、移管前は積極的に実施する。
- ④ 移管後も課題の確認など定期的な開催が必要であることから、移管後も三者協議会を最低年4回、継続的に開催する。

### (3) 合同保育の実施

- ① 子どもたちへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者の保育士が合同で保育を行う期間を設定する。
- ② 合同保育の期間については、三者協議会において協議し、市において決定する。
- ③ 移管前の合同保育に係る費用については、市が負担する。
- ④ 移管後の合同保育については、新事業者が運営する保育園に、市の保育士を派遣し実施する。

### (4) 市による支援及び進行管理

- ① 市は、引継ぎが計画的に実施されているかの進行管理を行う。
- ② 引継ぎに関する問題が発生した場合には、市が積極的に調整に入り、必要な改善・指導を実施する。
- ③ 市は、事業者に対し研修等の必要な支援を実施する。

## 7. 民営化後の取組

### (1) 評価と公表

- ① 民営化後の評価として、福祉サービス第三者評価の受審を義務付ける。
- ② 福祉サービス第三者評価の結果については、広く公開する。

### (2) 市の確認・点検・支援

- ① 園の運営や保育内容について、必要に応じて指導及び監督を行う。
- ② 民営化後の保育の状況等に関する保護者アンケートを実施する。
- ③ 三者協議会において出された意見や、福祉サービス第三者評価及び保護者アンケートの結果、また、市への直接的な苦情により、改善の必要がある場合には、市が責任を持って改善の対応を行う。

- ④ 保育士等の研修など市全体の保育力向上のための人材育成について積極的な支援を行う。

## 8. 転園希望

- ① 他の市内保育園への転園を希望する場合は、優先措置を行う。
- ② ただし、転園希望先の保育園に募集枠がない場合など転園できない場合があることを明示する。
- ③ 転園の優先措置は1度のみに対応とする。